



厚生労働省発雇児第1210005号

労働政策審議会

会長 西川 俊作 殿

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条第2項において準用する同法第5条第4項の規定に基づき、別紙「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針の一部を改正する告示案」について、貴会の意見を求める。

平成16年12月10日

厚生労働大臣 尾 辻 秀 久